

高知労働局発表

令和8年6月19日

【照会先】

高知労働局職業安定部職業対策課

課長 込山 由美

地方障害者雇用担当官 坂本 猛

(電話) 088-885-6052

報道関係者 各位

## 令和7年度 ハローワークを通じた障害者の職業紹介状況等

高知労働局（局長 池田 邦彦）は、令和7年度の高知県の障害者職業紹介状況を取りまとめましたので発表します。

### 1 新規求職申込件数は1,499件で、対前年度比8.3%の増（第1表、第1図参照）

内訳をみると身体障害者は334件(5.7%増)、知的障害者は214件(8.6%増)、精神障害者は824件(6.9%増)、その他の障害者は127件(27.0%増)であり、対前年度比では、すべての障害種別において新規求職申込件数が増加した。

(第2表～第5表、第2図～第4図参照)

### 2 就職件数は757件で、対前年度比3.8%の増（第1表、第1図参照）

(1) 内訳をみると身体障害者は152件(4.1%増)、知的障害者は118件(8.3%増)、精神障害者は432件(0.7%増)、その他の障害者は55件(22.2%増)であり、すべての障害種別において就職件数が増加し、また精神障害者の就職件数が14年連続で最多となった。

(第2表～第5表、第2図～第4図参照)

(2) 就職率（就職件数／新規求職申込件数）は50.5%で前年度より2.2ポイント低下。

(第1表～第5表、第2図～第4図参照)

(3) 産業別で見ると、「医療・福祉」（233件）、「公務・その他」（97件）、「卸売業・小売業」（86件）、「製造業」（68件）、「サービス業」（58件）、での就職件数が多くなっている。

(第6-1図参照)

### 3 解雇者数は12人であり、前年度の9人から増加。（第7表、第8図参照）

## ○今後の取組について

高知労働局管内の就職件数は757件で、昨年度に続き5年連続で対前年度比増(3.8%増)となった。全国の就職件数は115,178件で、対前年度比減(0.4%減)となった。

特に、就職件数のうち57.1%を精神障害者が占め、件数は432件と、対前年度比0.7%増となった。これは、精神障害者保健福祉手帳取得者の増加や、他の障害種別と比較して求職申込が増加していることが要因と考えられる。

また、法定雇用率の引上げ等を背景に(別紙2参照)、障害者雇用に取り組む企業の増加も影響している。

今後は、令和8年7月の障害者雇用率引上げを踏まえ、就職面接会の開催をはじめ、障害者職業センター、高知県、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、求職者の特性や強みを踏まえた職業相談・職業紹介及び職場定着支援を推進する。

あわせて、雇用率未達成企業への指導・支援の強化に積極的に取り組むほか、企業向けセミナーの開催等により障害者雇用への理解促進を図る。

さらに、障害者雇用率改定の周知、障害者雇用の質の向上に関する助言・指導を行うとともに、もにす認定制度(別紙1参照)及び障害者に対する差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る制度の周知に取り組む。

### 〈参考〉 全国の障害者職業紹介状況等

- ・新規求職申込件数は278,136件で、対前年度比3.7%の増、過去最高だった令和6年度(268,107件)実績を上回った。
- ・就職件数は115,178件で、対前年度比0.4%の減。
- ・就職率(就職件数/新規求職申込件数)は41.4%で対前年度差1.7ポイントの減となった。
- ・産業別で見ると、「医療・福祉」(44,683件)、「製造業」(13,375件)「サービス業」(12,633件)での就職件数が多くなっている。
- ・解雇者数は3,692人。(前年度は9,312人)

<用語の解説>

●新規求職申込件数

期間中に新たに受け付けた求職申し込みの件数をいう。

●就職率

新規求職申込件数に対する就職件数の割合をいい、「就職件数」を「新規求職申込件数」で除して得た値。

●その他の障害者

身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者。

(障害者手帳を所持しない発達障害者、高次脳機能障害者、難治性疾患患者等である)

●除外率

障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度

●もにす認定制度

厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取組などの優良な中小企業を認定する制度

<高知県もにす認定企業一覧>

- ・エフピコダックス 株式会社
- ・タイム技研高知 株式会社
- ・株式会社 SHIFT PLUS
- ・フソー化成 株式会社

## 障害者の職業紹介状況

### 1. 全体

第1表 障害者の職業紹介状況（全数）

年度	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率（③/①）	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差
28年度	1,090	6.5%	1,645	10.0%	525	4.4%	48.2%	△ 1.0
29年度	1,176	7.9%	1,710	4.0%	567	8.0%	48.2%	0.0
30年度	1,177	0.1%	1,791	4.7%	598	5.5%	50.8%	2.6
元年度	1,310	11.3%	1,934	8.0%	617	3.2%	47.1%	△ 3.7
2年度	1,479	12.9%	2,232	15.4%	565	△8.4%	38.2%	△ 8.9
3年度	1,325	△10.4%	2,393	7.2%	617	9.2%	46.6%	8.4
4年度	1,335	0.8%	2,425	1.3%	680	10.2%	50.9%	4.3
5年度	1,434	7.4%	2,707	11.6%	724	6.5%	50.5%	△ 0.4
6年度	1,384	△3.5%	2,149	△20.6%	729	0.7%	52.7%	2.2
7年度	1,499	8.3%	2,281	6.1%	757	3.8%	50.5%	△ 2.2

※「有効求職者数」＝各年度末現在の数、他は年度累計

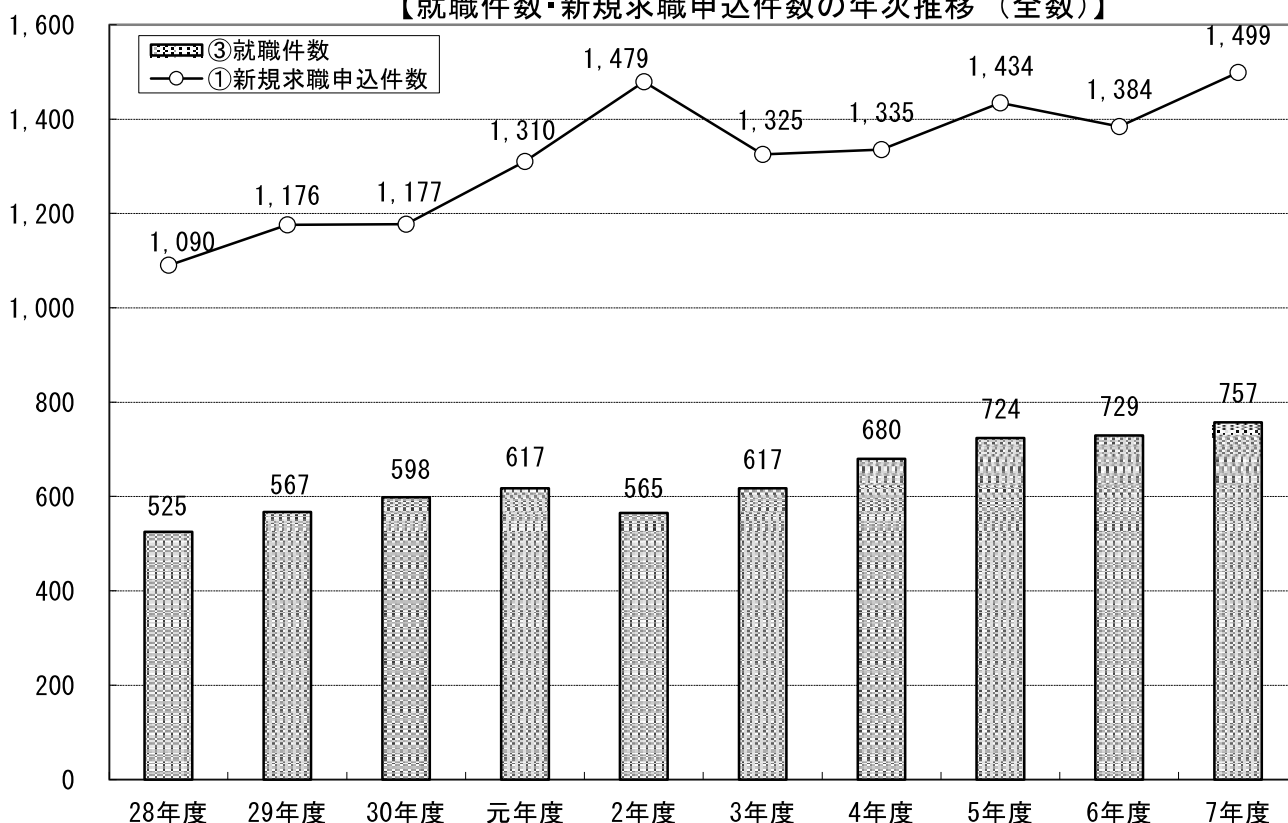
（注）表中の「①新規求職申込件数」の令和3年度以降の数値には、令和3年9月より開始されたハローワークインターネットサービスにより新規求職申込を行った者（同月中に来所した者を除く）の件数は計上していない。（次頁以降も同じ）

（注）表中の「②有効求職者」の令和3年度以降の数値には、オンライン新規求職申込後も来所せずに求職活動を行う者は計上していない。（次頁以降も同じ）

（注）表中の「③就職件数」には、ハローワークインターネットサービスのオンライン自主応募（ハローワークの職業紹介を経ずに直接応募できる機能を利用したこと）による就職件数は計上していない。（次頁以降も同じ）

第1図

【就職件数・新規求職申込件数の年次推移（全数）】



## 2. 障害種別

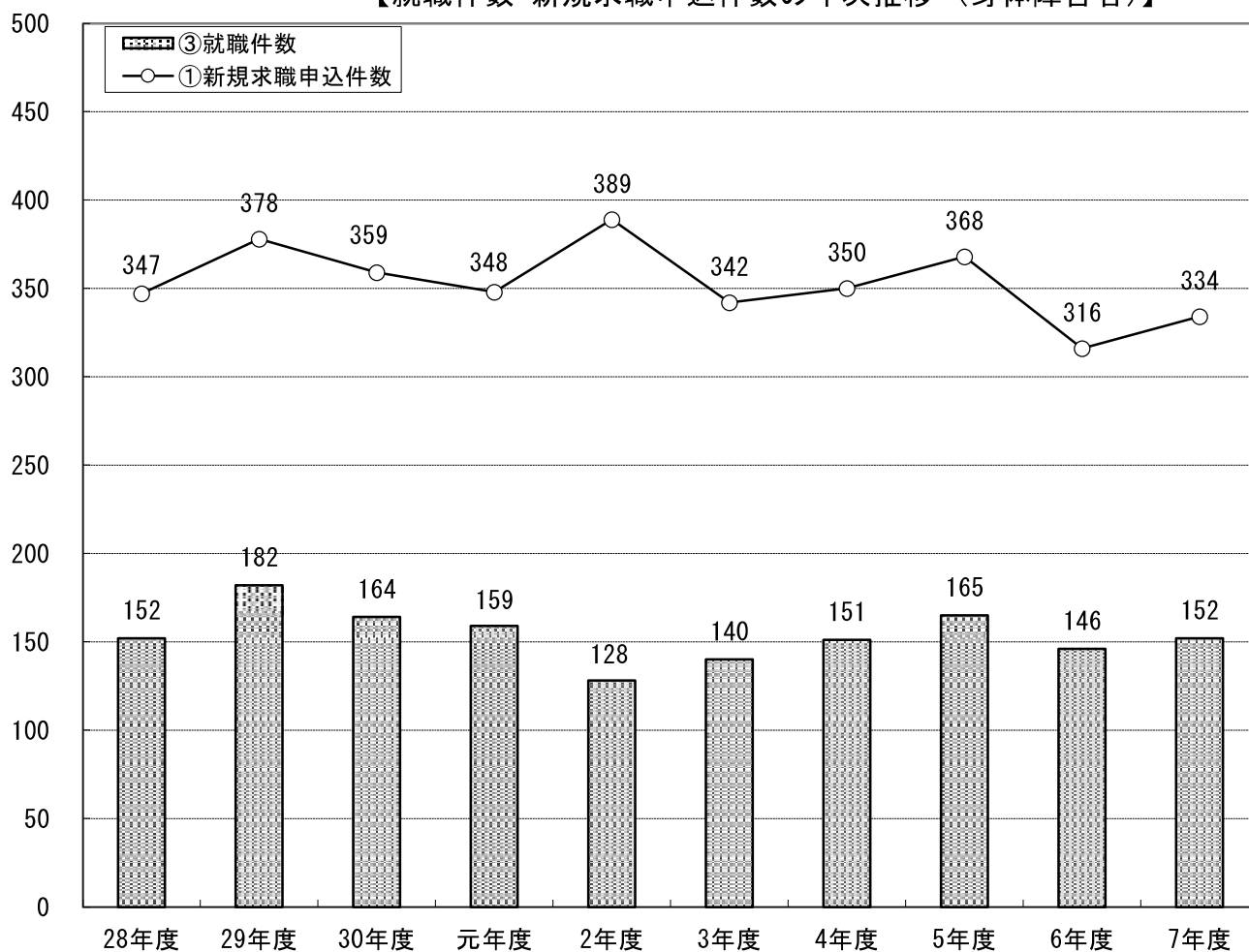
第2表 障害者の職業紹介状況（身体障害者）

年度	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率（③/①）	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差
28年度	347	△5.4%	636	1.8%	152	△6.7%	43.8%	△0.6
29年度	378	8.9%	636	0.0%	182	19.7%	48.1%	4.3
30年度	359	△5.0%	643	1.1%	164	△9.9%	45.7%	△2.4
元年度	348	△3.1%	687	6.8%	159	△3.0%	45.7%	0.0
2年度	389	11.8%	784	14.1%	128	△19.5%	32.9%	△12.8
3年度	342	△12.1%	791	0.9%	140	9.4%	40.9%	8.0
4年度	350	2.3%	813	2.8%	151	7.9%	43.1%	2.2
5年度	368	5.1%	849	4.4%	165	9.3%	44.8%	1.7
6年度	316	△14.1%	653	△23.1%	146	△11.5%	46.2%	1.4
7年度	334	5.7%	650	△0.5%	152	4.1%	45.5%	△0.7

※「有効求職者数」＝各年度末現在の数、他は年度累計

第2図

【就職件数・新規求職申込件数の年次推移（身体障害者）】

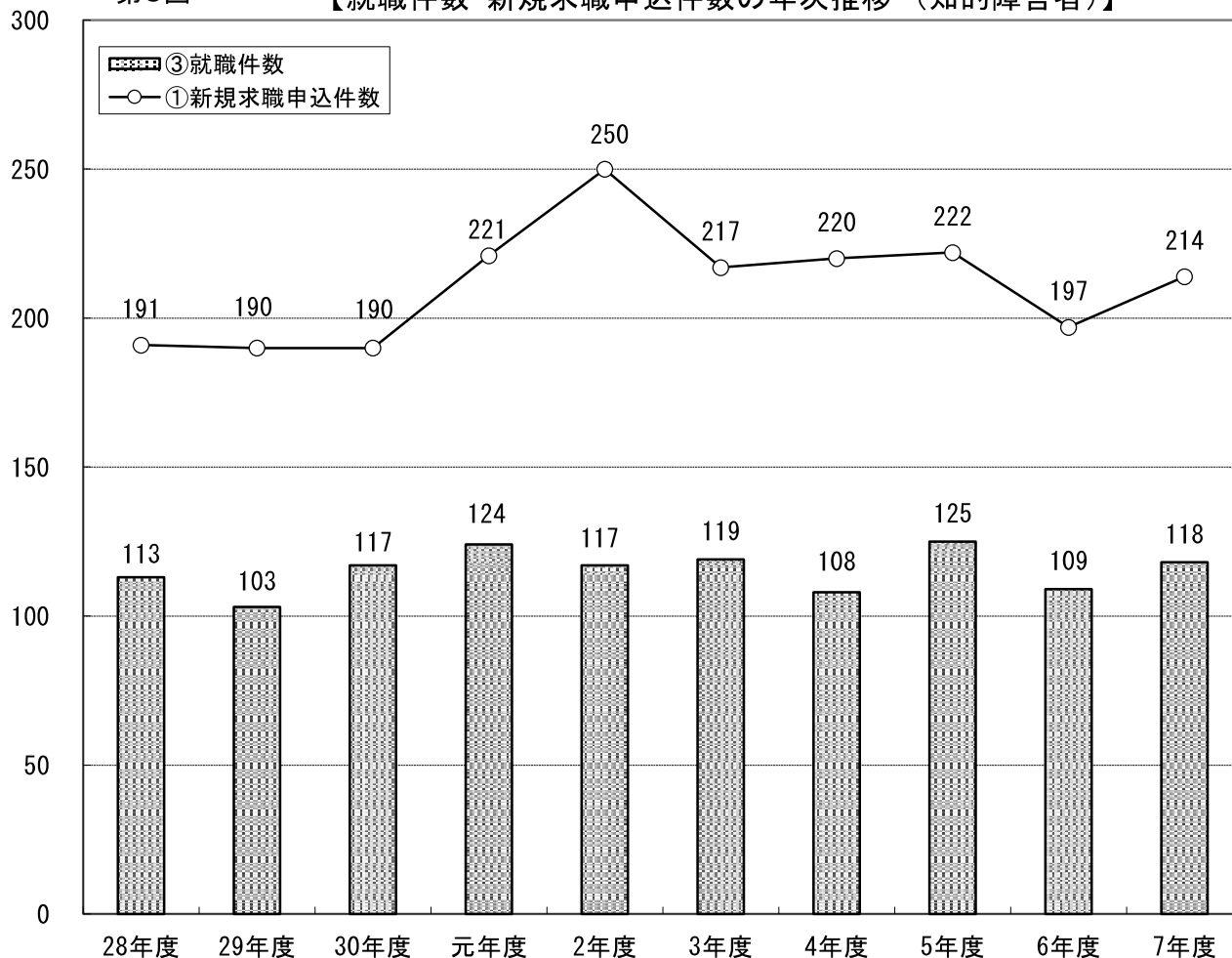


第3表 障害者の職業紹介状況（知的障害者）

年度	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率（③/①）	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差
28年度	191	1.1%	322	15.8%	113	△0.9%	59.2%	△ 1.1
29年度	190	△0.5%	313	△2.8%	103	△8.8%	54.2%	△ 5.0
30年度	190	0.0%	324	3.5%	117	13.6%	61.6%	7.4
元年度	221	16.3%	329	1.5%	124	6.0%	56.1%	△ 5.5
2年度	250	13.1%	352	7.0%	117	△5.6%	46.8%	△ 9.3
3年度	217	△13.2%	365	3.7%	119	1.7%	54.8%	8.0
4年度	220	1.4%	369	1.1%	108	△9.2%	49.1%	△ 5.7
5年度	222	0.9%	411	11.4%	125	15.7%	56.3%	7.2
6年度	197	△11.3%	340	△17.3%	109	△12.8%	55.3%	△ 1.0
7年度	214	8.6%	338	△0.6%	118	8.3%	55.1%	△ 0.2

※「有効求職者数」＝各年度末現在の数、他は年度累計

第3図 【就職件数・新規求職申込件数の年次推移（知的障害者）】

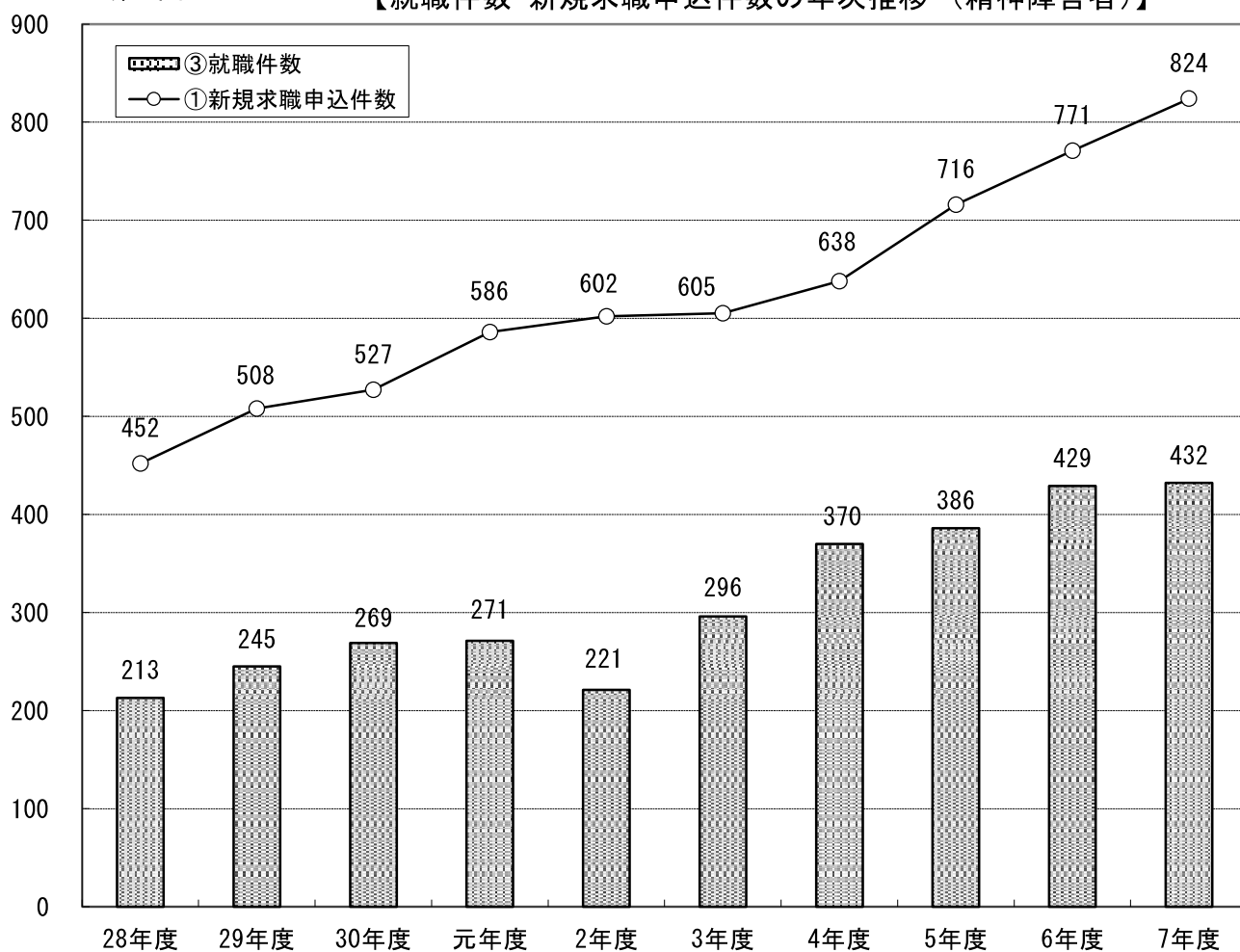


第4表 障害者の職業紹介状況（精神障害者）

年度	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率（③/①）	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差
28年度	452	23.5%	589	16.4%	213	14.5%	47.1%	△ 3.7
29年度	508	12.4%	645	9.5%	245	15.0%	48.2%	1.1
30年度	527	3.7%	718	11.3%	269	9.8%	51.0%	2.8
元年度	586	11.2%	758	5.6%	271	0.7%	46.2%	△ 4.8
2年度	602	2.7%	802	5.8%	221	△18.5%	36.7%	△ 9.5
3年度	605	0.5%	999	24.6%	296	33.9%	48.9%	12.2
4年度	638	5.5%	1,061	6.2%	370	25.0%	58.0%	9.1
5年度	716	12.2%	1,245	17.3%	386	4.3%	53.9%	△ 4.1
6年度	771	7.7%	1,037	△16.7%	429	11.1%	55.6%	1.7
7年度	824	6.9%	1,164	12.2%	432	0.7%	52.4%	△ 3.2

※ 「有効求職者数」＝各年度末現在の数、他は年度累計

第4図 【就職件数・新規求職申込件数の年次推移（精神障害者）】



第5表 障害者の職業紹介状況（その他の障害者）

年度	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率（③/①）	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差
28年度	100	△1.0%	98	7.7%	47	17.5%	47.0%	7.4
29年度	100	0.0%	116	18.4%	37	△21.3%	37.0%	△ 10.0
30年度	101	1.0%	106	△8.6%	48	29.7%	47.5%	10.5
元年度	155	53.5%	160	50.9%	63	31.3%	40.6%	△ 6.9
2年度	238	53.5%	294	83.8%	99	57.1%	41.6%	1.0
3年度	161	△32.4%	238	△19.0%	62	△37.4%	38.5%	△ 3.1
4年度	127	△21.1%	182	△23.5%	51	△17.7%	40.2%	1.7
5年度	128	0.8%	202	11.0%	48	△5.9%	37.5%	△ 2.7
6年度	100	△21.9%	119	△41.1%	45	△6.3%	45.0%	7.5
7年度	127	27.0%	129	8.4%	55	22.2%	43.3%	△ 1.7

※1 「有効求職者数」＝各年度末現在の数、他は年度累計

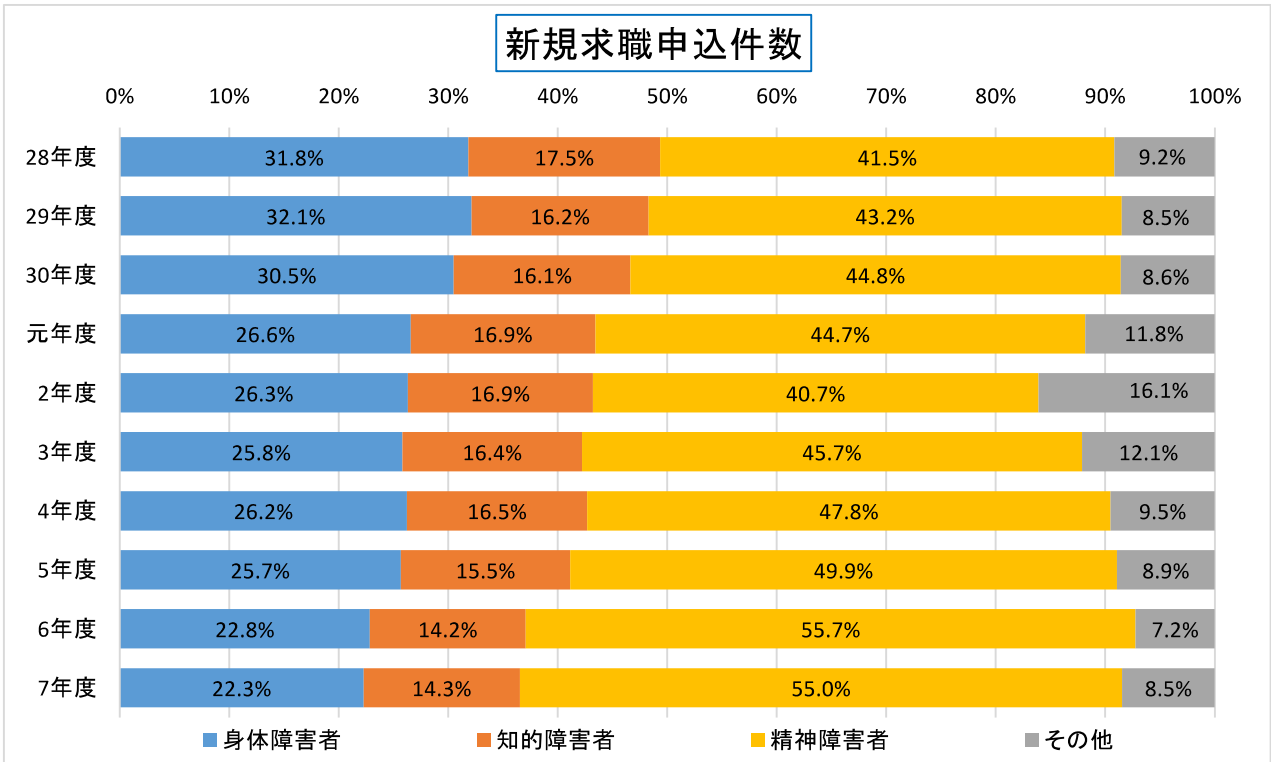
※2 「その他の障害」＝発達障害者、高次脳機能障害者、難治性疾患患者等

第6表 その他の障害者の内訳

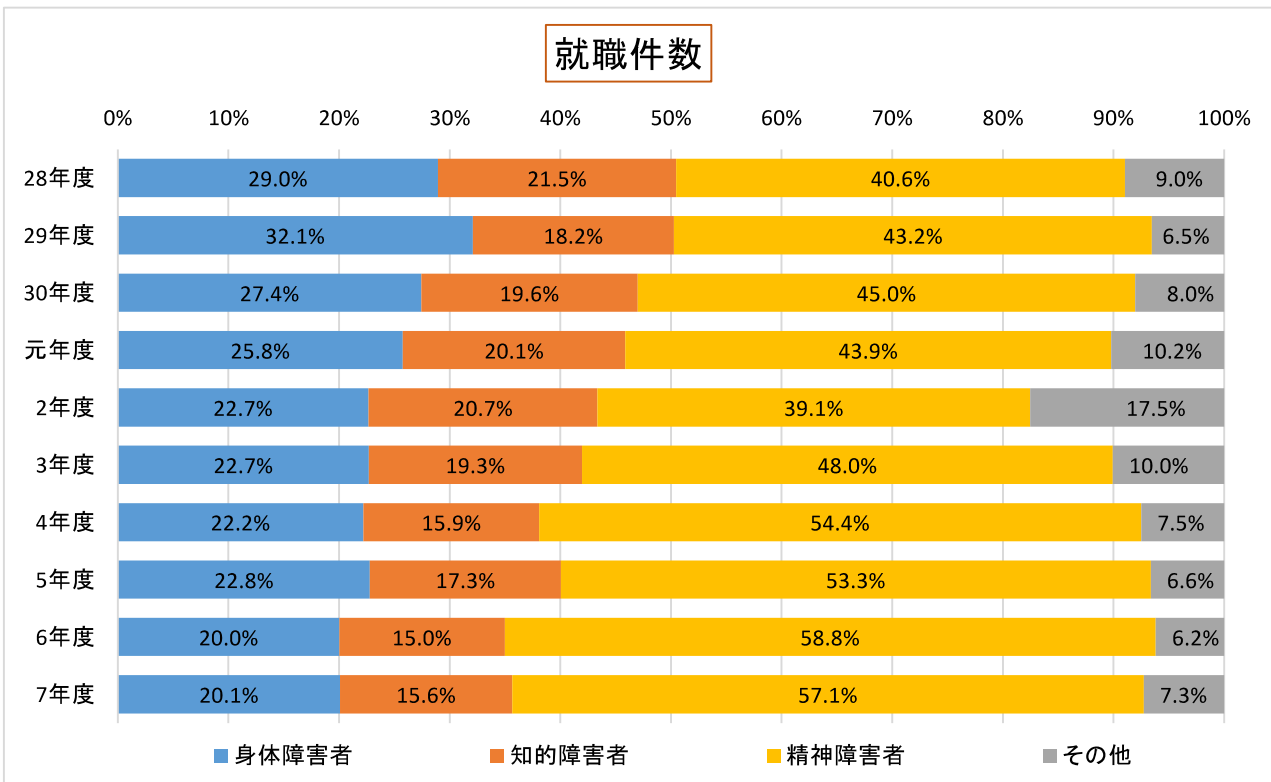
	発達障害者	難治性疾患患者等	高次脳機能障害者	その他
新規求職申込件数	39	82	0	6
就職件数	12	38	0	5

※ その他：中毒精神病、器質性精神障害等

第5図 新規求職申込件数、就職件数における障害種別割合の推移（全数）



※本計算は小数点第2位以下を四捨五入しているため、割合の合計が100%とならない場合があります。

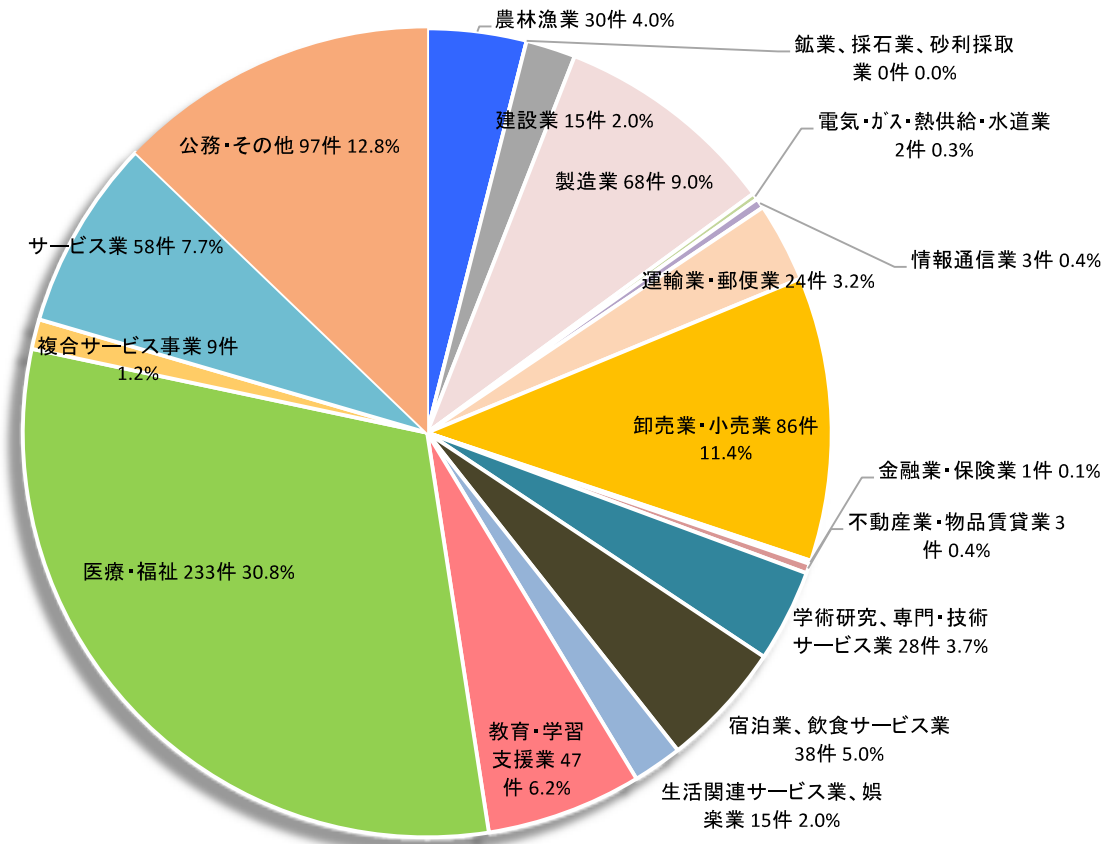


※本計算は小数点第2位以下を四捨五入しているため、割合の合計が100%とならない場合があります。

### 3. 産業別の就職状況（令和7年度）

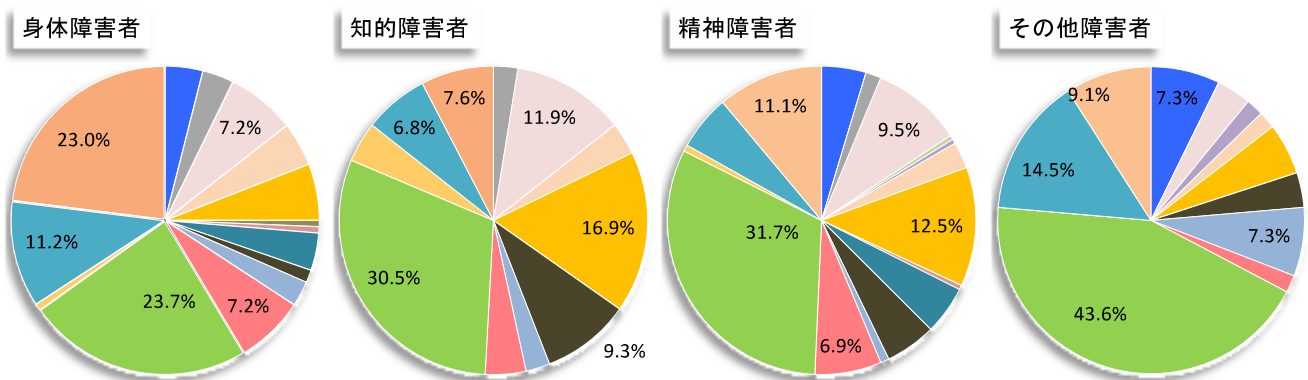
※ 数値は産業別の就職件数、構成比。

#### (1) 全体（第6-1図）



※本集計は小数点第2位以下を四捨五入しているため、割合の合計が100%とならない場合があります。

#### (2) 障害種別の状況（第6-2図）



※ 数値は産業別構成比（主な産業のみ表示）

#### 〈産業別にみたときの特徴〉

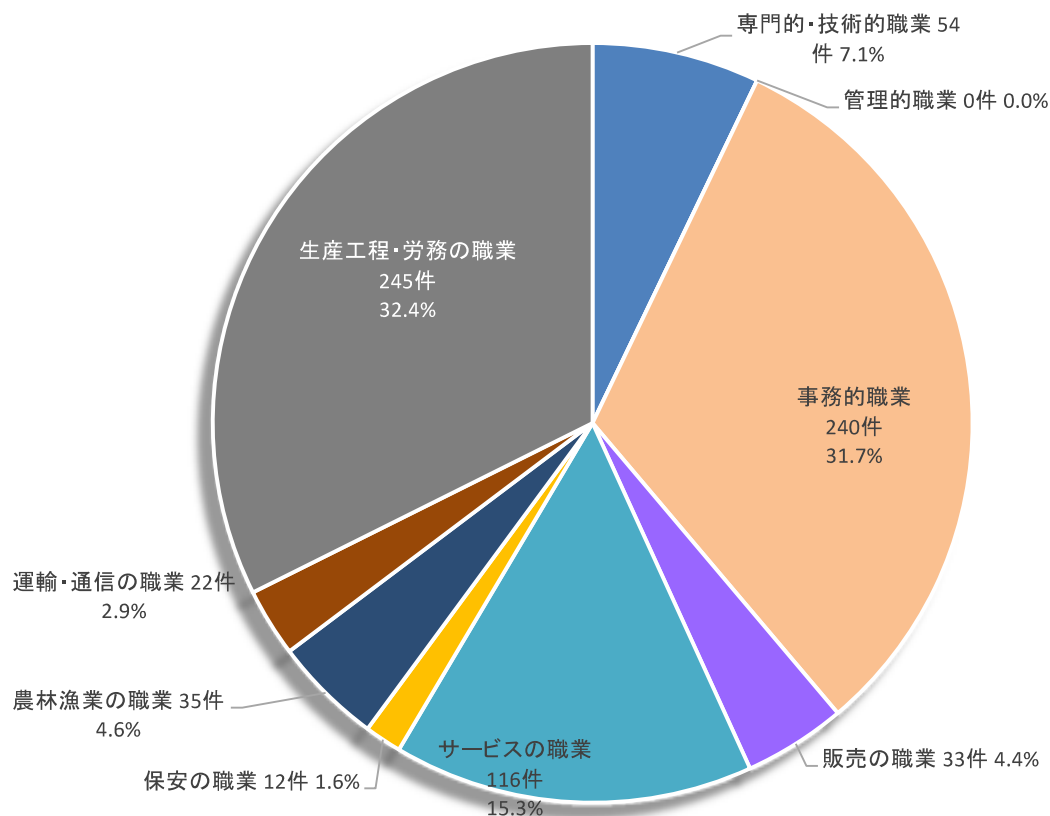
○産業別では、「医療・福祉」（233件、30.8%）、「公務・その他」（97件、12.8%）、「卸売業・小売業」（86件、11.4%）、「製造業」（68件、9.0%）、「サービス業」（58件、7.7%）、の順で就職件数が多くなっている。

○障害者種別にみた場合でも、「医療・福祉」への就職件数が最も多い状況は共通している。

## 4. 職業別の就職状況 (令和7年度)

### (1) 全体 (第7-1図)

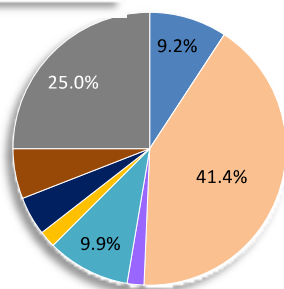
※ 数値は職業別の就職件数、構成比。



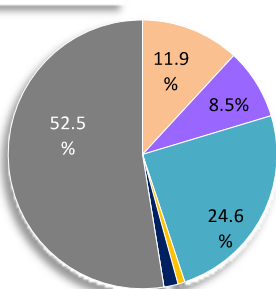
※本集計は小数点第2位以下を四捨五入しているため、割合の合計が100%とならない場合があります。

### (2) 障害種別の状況 (第7-2図)

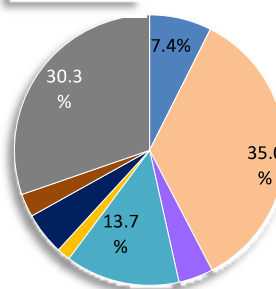
#### 身体障害者



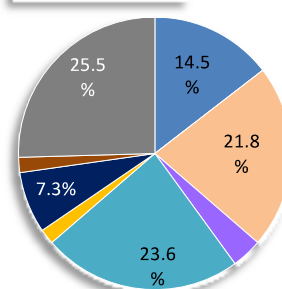
#### 知的障害者



#### 精神障害者



#### その他の障害者



■ 専門的・技術的職業 ■ 管理的職業 ■ 事務的職業 ■ 販売の職業 ■ サービスの職業  
■ 保安の職業 ■ 農林漁業の職業 ■ 運輸・通信の職業 ■ 生産工程・労務の職業

※ 数値は職業別構成比 (主な産業のみ表示)

#### 〈職業別にみたときの特徴〉

○職業別では、「生産工程・労務の職業」(245件、32.4%)の割合が大きく、「事務的職業」(240件、31.7%)、「サービスの職業」(116件、15.3%)、「専門的・技術的職業」(54件、7.1%)が続いている。

○障害種別で最大の職種をみると、身体障害者(41.4%：63件)と精神障害者(35.0%：151件)では「事務的職業」が最も高くなっている。一方、知的障害者(52.5%：62件)とその他の障害(25.5%：14件)では、「生産工程・労務の職業」が最多を占めている。

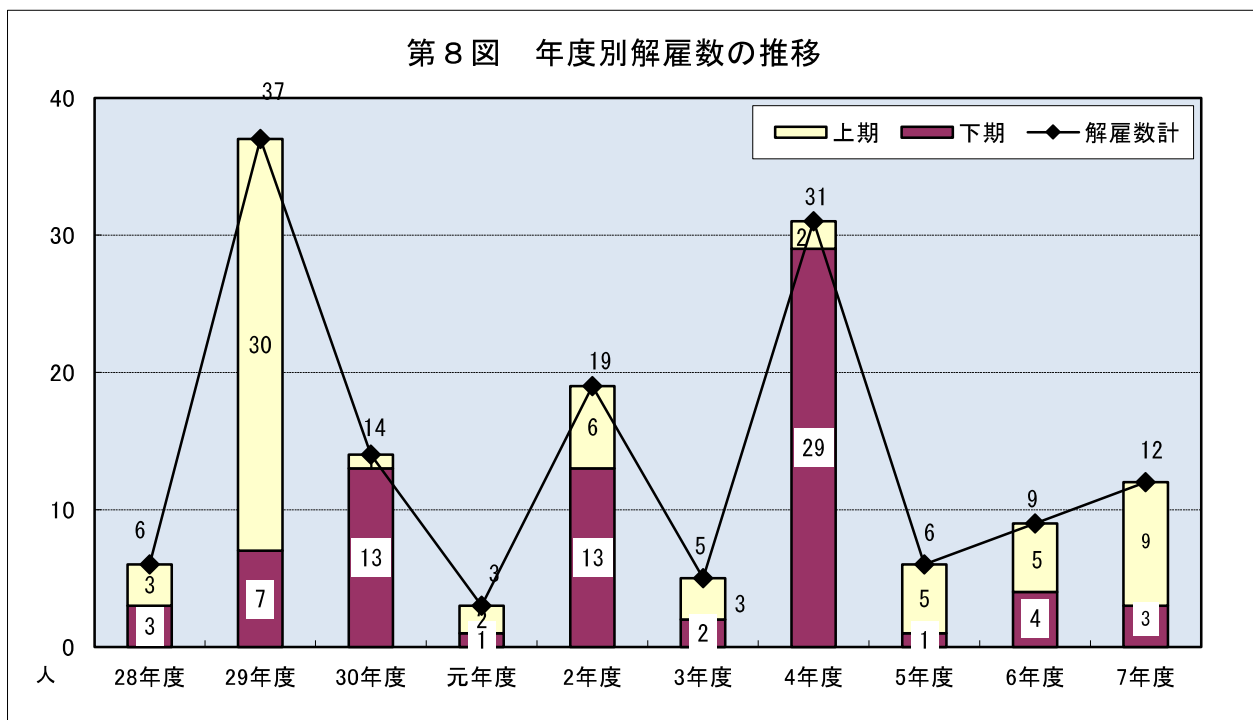
## 5. 障害者の解雇数

第7表 解雇数の推移

高知労働局

年 度	解雇数			障害種別					
	年 度 計	上半期	下半期	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
					うち短時間		うち短時間		うち短時間
平成28年度	6	3	3	0	0	5	1	1	1
平成29年度	37	30	7	9	7	16	13	12	10
平成30年度	14	1	13	4	3	6	1	4	2
令和元年度	3	2	1	2	0	0	0	1	0
令和2年度	19	6	13	7	1	6	3	6	4
令和3年度	5	3	2	4	0	1	0	0	0
令和4年度	31	2	29	4	4	15	15	12	11
令和5年度	6	5	1	4	0	0	0	2	0
令和6年度	9	5	4	2	0	5	0	2	2
令和7年度	12	3	9	6	0	6	0	0	0

第8図 年度別解雇数の推移



理由	事業廃止	事業縮小	その他	計	理由	事業廃止	事業縮小	その他	計
月					月				
令和7年4月	0	0	0	0	令和7年10月	0	3	0	3
令和7年5月	0	0	0	0	令和7年11月	0	0	0	0
令和7年6月	0	0	0	0	令和7年12月	0	0	0	0
令和7年7月	0	1	0	1	令和8年1月	0	0	0	0
令和7年8月	0	0	0	0	令和8年2月	0	0	0	0
令和7年9月	0	2	0	2	令和8年3月	0	4	2	6

# 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

## 認定事業主となることのメリット

### ● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



### ● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります  
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

### ● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります  
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます  
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

### ● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける  
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など

## Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

### A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



# 障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること  
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること  
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること  
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点	
			優良	1点				優良	4点	
		良	2点	良				2点		
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点	
	優良		1点	優良				4点		
	良		2点	良				2点		
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点	
			優良	1点				優良	4点	
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点	
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点	
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点		
			優良	1点	良			2点		
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点				6点 (満点24点)	
			優良	1点	情報開示 (ディスクローチャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
		特に優良	2点	優良				1点		
		⑦募集・採用	特に優良	2点	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点		
			優良	1点			優良	1点		
		⑧働き方	特に優良	2点		⑰質的側面	特に優良	2点		
			優良	1点			優良	1点		
		⑨キャリア形成	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点				2点 (満点6点)	
優良			1点	合計の合格最低点				20点 (満点50点)		
⑩その他の雇用管理		特に優良	2点							
	優良	1点								
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)						

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

**ともにすすむ**

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

事業主のみなさまへ

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
国、地方公共団体等の法定雇用率	2.6%	2.8%	3.0%
対象事業主の範囲	38.5人以上	36.0人以上	33.5人以上
都道府県等の教育委員会の法定雇用率	2.5%	2.7%	2.9%
対象事業主の範囲	40.0人以上	37.5人以上	34.5人以上
一般事業主の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

### Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

### Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月以降)。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月以降)。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

### Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化(助成金の新設・拡充)します。  
(令和6年4月以降)



お問い合わせ先 高知労働局職業対策課 Tel088-885-6052  
又はお近くのハローワークまで